9月20日(木)▼26日(水)は 動物愛護週間。

問い合わせ　環境整備課 ☎(59)2154

三原市本郷にある県動物愛護センターで、新しい飼い主の訪れを待つ子犬。殺処分ゼロの取り組みにより、新たな飼い主やNPO法人などに引き取られていきます。

ペットは気持ちに安らぎをもたらし、生活に潤いを与えてくれます。しかし、一部の飼い主のマナーが十分でないため、周囲にさまざまな迷惑がかかり、多くの苦情や相談が寄せられています。
動物が好きな人もいれば、そうでない人もいます。人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

ペットを飼う前に考える⑩のポイント

①あなたの住居はペットが飼える環境で、転居があってもそれは変わりませんか？
②ペットの種類や生態が、あなたのライフスタイルに合っていますか？
③家族みんなが動物を飼うことに賛成していますか？
④家族に動物アレルギーの人はいませんか？
⑤毎日欠かさずペットの世話に時間と手間をかけられますか？
⑥あなたの体力で世話ができるペットですか？
⑦近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？
⑧ペットの一生にかかる費用を考えてみましたか？
⑨あなたとペットの両方の生涯にわたる計画をたててみましたか？
⑩災害時や、万一、あなたが飼えなくなったときに、ペットの命を守る方法を考えていますか？

「飼わない」「今は飼えない」と判断することも動物への愛情です。

【犬のトラブルを防ぐために】

▼吠え声が他人の迷惑にならないように注意しましょう

○犬の吠(ほ)え声は周囲への迷惑になります。訪問者などが見えない場所へ犬舎を移動させたり、無駄吠えをさせないようしつけたりしましょう。

▼ふん尿の始末は必ず行いましょう

○犬を散歩させるときはスコップとビニール袋などを持ち、必ず飼い主がふんを持ち帰りましょう。
○犬舎の周りは常に清潔に保ち、周囲に悪臭を発生させないようにしましょう。

▼屋外では必ずリードをつけましょう

○犬の放し飼いは、人に恐怖感を与えたり、交通事故につながるおそれもあります。昼夜を問わず必ずつないで飼いましょう。また、散歩させるときや公園などでも適切な長さの引綱やリードで必ずつないでください。

【猫のトラブルを防ぐために】

▼室内で飼いましょう

○猫は上下に動ける空間にトイレや爪とぎのできる場所を作ることで、室内でもストレスをためることなく飼うことができます。ケガや感染症などの危険から守るだけでなく、周囲とのトラブルを防ぐために、室内で飼いましょう。
○猫は決まった場所でふんをする習性があるため、自宅に専用のトイレを備えてください。トイレの数は猫の数プラス1が理想です。

▼首輪や迷子札をつけましょう

○たとえ室内飼いであっても、開いた窓などから逃げてしまうことも考えられます。飼い猫だと分かるように、所有(身元)表示をしましょう。首輪が外れた時のために、マイクロチップを使った方法もあるので、かかりつけの動物病院にご相談ください。

▼不妊・去勢手術をしましょう

○生まれてくる命に責任が持てるかをよく考え、飼い主の知らない間に子猫が生まれることがないよう対策をしましょう。なお、不妊・去勢手術は、病気の予防やストレスの軽減、マーキング行為の減少にもなります。

【のら犬・のら猫への無責任なエサやりはやめましょう】

○エサを与えるなら愛情と同じだけの責任が必要です。飼う意志がないのであれば、エサをあげてはいけません。
○不妊・去勢手術や排泄物の清掃などを行わずエサだけを与える行為は、周囲から迷惑がられる不幸なのら犬・のら猫を増やすだけです。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。

狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬の飼い主には、犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)が義務付けられています。

○犬の登録

環境整備課または市指定の獣医師のいる動物病院で行ってください(**登録手数料3,000円**)。また、犬の死亡、飼い主の変更や所在地の変更など、登録事項に変更があった場合は環境整備課に届け出てください。

○狂犬病予防注射

市指定の獣医師のいる動物病院で予防注射を受け、注射済票交付の申請手続きを行ってください(**交付手数料550円**)。
市指定の獣医師のいる動物病院以外で予防注射を受けた場合は、その病院が発行する「注射済証(注射証明書)」を持参の上、環境整備課で手続きを行ってください。
※　**注射料金が別途必要です。**

[狂犬病とは]

全ての哺乳類に感染する病気で、発症するとほぼ100%死亡し、世界では年間5万5千人もの人々が亡くなっています。
現在世界で狂犬病がないとされる国は、日本に加え一部の島国だけであり、動物の国際間での往来が増大している今、日本で再び発生しない保障はありません。

市指定の獣医師のいる動物病院

病院名	所在地	電話番号
大竹動物病院	大竹市油見3丁目16番9号	(53)5441
みどり動物病院	大竹市北栄4番16号	(52)1186
のざか動物病院	廿日市市宮島口西2丁目3番29号	0829(56)0073
メリー動物病院	廿日市市大野土井995番地の4	0829(55)1515
エナミ動物病院	廿日市市宮内978番地の5	0829(39)3338
むつみ動物病院	廿日市市宮内1067番地の2	0829(38)6230
松村動物病院	廿日市市宮内4317番地の5	0829(30)7770
廿日市動物病院	廿日市市串戸3丁目2番30号	0829(31)1200
鎌倉総合動物病院	廿日市市佐方本町4番24号	0829(32)5435
たむら動物病院	広島市佐伯区吉見園7番16号	082-924-5812
大野中央もみじ動物病院	廿日市市大野中央4丁目9番38号	0829(50)0012

啓発用看板を配付しています。

問い合わせ　公衆衛生推進協議会 ☎(59)2112

犬のふんの持ち帰りや、のら猫へのえさやり禁止を啓発するため、公園や道路などの公共施設に設置する看板を無料で配付しています。
看板の必要な方は、各地区の公衆衛生推進委員または環境保健協力員を通じて、公衆衛生推進協議会に申し込んでください。

犬・猫の引き取りは県動物愛護センターへ。

問い合わせ　県動物愛護センター ☎0848-86-6511

県動物愛護センターでは、犬・猫の保護や引き取り業務を行っています。ただし、終生飼養の原則に反するなどで引き取れない場合もありますので、同センターへ相談してください。